

令和 年 月 日

保 護 者 様

甲州市立大藤小学校
校長 鮎澤 智美

「学校において予防すべき感染症」に関するお知らせ

年 氏名 さん

次の病気は「学校において予防すべき感染症」です。これらの病気にかかったときは、学校保健安全法の規定により、本人の早期回復と他児童への感染を防ぐため、出席を停止する措置をとることになっています。欠席の扱いになりません。

お子さまは、感染症に罹患あるいはその疑いがありますので、医師の診察をお受けになり、下の登校許可証に証明していただき、登校時に学校へ提出してください。

感 染 症 名	出席停止期間（但し、医師の許可がおりるまで）
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	
腸管出血性大腸菌感染症	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	
髄膜炎菌性髄膜炎	
その他の感染症	

学 校 長 殿

登 校 許 可 証

年 氏名

病名【】

令和 年 月 日から登校してもよいことを認めます。

令和 年 月 日

医師名

印